

検査制度の見直しに関するワーキング グループ 第31回会合議事録

令和元年12月17日（火）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

検査制度の見直しに関するワーキンググループ第31回会合 議事録

1. 日 時：令和元年12月17日（火）14:00～15:58

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室D、E

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

金子 修一	長官官房審議官
古金谷敏之	原子力規制部検査監督総括課長
平野 雅司	国際室 地域連携推進官
武山 松次	安全規制管理官（実用炉監視担当）
門野 利之	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
杉本 孝信	安全規制管理官（専門検査担当）
志間 正和	検査監督総括課 統括監視指導官
伊藤 信哉	検査監督総括課 課長補佐
高橋 昌行	検査監督総括課 課長補佐
布田 洋史	検査監督総括課 検査評価室室長
笠川 勇介	検査監督総括課 検査評価室 室長補佐
滝吉 幸嗣	検査監督総括課 検査評価室 室長補佐
吉野 昌治	実用炉監視部門 企画調査官
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門 統括監視指導官
関 ルミ	核燃料施設等監視部門 主任監視指導官
高須 洋司	専門検査部門 統括監視指導官
小坂 淳彦	専門検査部門 企画調査官
村尾 周仁	専門検査部門 企画調査官
伊東 智道	シビアアクシデント研究部門 技術研究調査官
濱口 義兼	シビアアクシデント研究部門 技術研究調査官

(2) 事業者

示野 哲男	原子力エネルギー協議会 事務局長
山中 康慎	原子力エネルギー協議会 部長
河村 篤志	原子力エネルギー協議会 副部長
多田 雅彦	原子力エネルギー協議会 副長
星川 茂則	東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部

		保安全管理グループマネージャー
爾見 豊	関西電力株式会社	原子力事業本部 部長
横尾 智之	日本原燃株式会社	安全・品質本部 部長
益子 裕之	原子燃料工業株式会社	品質・安全管理室 参事
小井 衛	国立研究開発法人	日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 次長
内山 孝文	東京都市大学	原子力研究所 原子炉主務者・原子炉施設管理室長代理
成宮 祥介	一般社団法人	日本原子力学会 標準委員会委員

4. 議 事

- (1) 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイドについて
- (2) 安全重要度評価プロセスに関するガイドの見直し等について
- (3) 本格運用を見据えた課題の整理について
- (4) その他

5. 配付資料

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 資料 1 - 1 | 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイドについて |
| 資料 1 - 2 | 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド 試運用版 |
| 資料 2 - 1 | 安全重要度評価プロセスに関するガイドの見直し等について |
| 資料 2 - 2 | 安全重要度評価プロセスに関するガイド 試運用版 |
| 資料 2 - 3 | 安全重要度評価等に係る事務手順ガイド 試運用版 |
| 資料 2 - 4 | 停止時の指摘事項に対する安全重要度評価ガイド変更 詳細リスク評価 |
| 資料 3 - 1 | 新検査制度運用開始に向けた課題整理(原子力エネルギー協議会資料) |
| 資料 3 - 2 | 新検査制度施行に向けた課題について(日本原燃株式会社資料) |
| 資料 3 - 3 | 検査制度見直しに関する取り組み状況及び課題について(ウラン加工3社資料) |

< 参考資料 >

- | | |
|--------|--|
| 参考資料 1 | 3条改正後の「核原料、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」
(https://www.nsr.go.jp/data/000187175.pdf) |
| 参考資料 2 | 第20回原子力規制委員会資料 6 新たな検査体制(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の整備(第一段階)及び意見募集の実施 |

等について

(<https://www.nsr.go.jp/data/000279077.pdf>)

参考資料 3 第31回原子力規制委員会資料3「新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の整備(第二段階)及び意見募集の実施について」

(<https://www.nsr.go.jp/data/000284795.pdf>)

○金子長官官房審議官 それでは、時間になりましたので、第31回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開催いたします。

進行は、私、審議官の金子がいつものとおりに進めさせていただきます。

今日は、議題は大きく三つございます。ガイドラインの関係の修正、あるいは新しく作ったものの御紹介、審議、それから、本格運用、もう年末が迫ってまいりましたけれども、あと3カ月強ということで、そこに向けて、あと整理をしておかなければいけない課題等について、事業者側からも御意見などをいただくようにしてございますので、より具体的な議論を進めていければというふうに思います。

それでは、最初、議事の1番目でございますが、検査気付き事項のスクリーニングに関するガイドについて、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○布田検査評価室長 検査評価室です。

それでは、資料1-1と資料1-2に沿って、議題の1でありますスクリーニングに関するガイドについて御説明したいと思います。資料は二つございまして、資料1-1が修正点のポイントをまとめましたパワーポイント資料となっております。資料1-2が修正したガイドということになってございます。

まず、資料1-1の3ページ目に今回の修正のポイントをまとめてございます。まず、このスクリーニングのガイドにつきましても、既に今年の3月のワーキンググループにおきまして、ガイドの内容については既に提示してございまして、大きくは核燃料施設ですとか、核物質防護の関係についても、きちんと内容を記載するというところで、以下①～③の修正を入れてございます。

一つ目がガイドに実用炉以外にも核燃料施設と核物質防護にも適用するというのをきちんと明記したということが大きな修正点の一つでございます。

二つ目でございますけれども、添付1に監視領域、コーナーストーンの目的と属性に関する一覧表につきまして、これは実用炉しか入っていなかったんですけども、これにつきまして核燃料施設と核物質防護に関する記載を追加したというものでございます。

三つ目につきましては、添付2に軽微事例集を添付しているんですけども、この記載を若干改善いたしまして、核燃料施設等に関する事例であるというものがわかりやすくなるように修正をしたというものでございます。

具体的には資料1-2のスクリーニングに関するガイドでございますけれども、まず、通

しページで6ページ目、資料の1-2で2ページ目でございますけれども、ここからが本文部分なのですが、ここに、例えば目的の部分に、核燃料施設に関する指摘事項の評価を含むというような形で記載を追加いたしまして、核燃料施設ですとか、PPにもこのガイドについて適用するというのを、きちんと記載したというものでございます。

次に、通しページで13ページ目になるんですけども、これは添付1のコーナーストーンの記載なんですけれども、13ページの部分で、試験研究用の原子炉施設に関する監視領域の目的ですとか、あと属性につきまして評価領域、こういうものが対象になるというものを加えたということで、これは試験研究炉以下、再処理施設ですとか、加工施設についても追加しているというものでございます。これが今回の大きな修正点ということでございます。

それでは、資料1-1に戻っていただきまして、修正点はここの部分なんですけれども、通しで4ページ目、資料で2ページ目なんですけれども、大体スクリーニングに関するガイドにつきましては、本運用前について、これで大きな修正点はないんですけども、今後、軽微事例集につきましては、随時見直すということを考えてございまして、現状では基本的に米国の事例集から引用しているんですけども、試運用中に取り扱った事案とか、我が国の事例を取り込んでいくということで、軽微事例としての適否を今後も精査を続けていくということでございます。

あと、二つ目のポツですけども、事例集を充実化する中で、判断が明確で有用なものに件数を絞り込んでいくと。数をただ増やすのではなくて、きちんと役に立つものを取り込んでいくということで、中身をきちんと精査をして、軽微事例集の整備を今後も進めていきたいということで、作業を進めていきたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

それでは、資料1-2のほうの中身を見ながらのほうがかきっと議論が進むのではないかと思いますけれども、大きく言えば、先ほどの核燃料施設等の監視領域の目的と属性の表のところが大幅に追加をされているということと、軽微の事例について、当面、今の形で行く方針ですけども、今後の追加とか、そういうものについても考え方を示していただきましたので、それについて御議論をいただければと思います。特に何か御発言があれば、よろしく願いいたします。

どうぞお願いします。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会の河村です。

前回、3月のワーキングの中で検査の気付き事項のスクリーニングガイドについて、事業者から意見を述べさせていただいてございまして、具体的には資料1-2のまず4ページになりますけれども、ポツで四つ、軽微事象と判断するか、指摘事項になるかという判断の基準になるかと思うんですけども、その中のポツの二目になりますけれども、「パフォーマンス欠陥は、事故等の防止の機能の一部が喪失するなどの原子力安全または核物質防

護上重大な事象につながる可能性が考えられるか」というところで、これは原文では、Precursor、前兆があるかどうかということが書かれているのに対して、こちらのほうのガイドでは、「重大な事象につながる可能性」という言葉になっていると。前兆と可能性というのでは、少し意味合いが異なってくるというふうに考えますので、こちらのほうの記載は、原文のPrecursorというところからすると、前兆のほうが適切なのではないかという意見を前回述べさせていただきました。

あと、もう1点、その前段のところの「パフォーマンス欠陥は、事故等の防止の機能の一部が喪失するなどの」という、この部分に関しても、事故等の防止の機能の一部が、いろんな多種多様なものがありますので、必ずしも機能の一部が喪失したとしても、重大な事象につながらないようなものもあったりしますので、本当に「事故等の防止の機能の一部が喪失するなどの」という記載は必要なかということ、前回、述べさせていただいております。

この2点に関しては、また規制庁さんの中でも検討いただいて、少しこの辺に関しても考えていくということをおっしゃっていただきましたので、この点に関しても、最終的に正式に発行される段階になるかもしれませんが、御検討いただきたいというのが、まず1点でございます。

あと、もう1点ですけれども、52ページになります。資料1-2の52ページですけれども、ここで軽微事例集が掲載されておりますけれども、この中の全ての項目の中に類似の繰り返し、あと多数回、多数量の問題というのがある、これも事象によりけりだと思っていて、すごく軽微な、ささいなものであっても繰り返しあると、やはり軽微ではないのかというふうに勘違いされる場合もありますので、これに関しても、事象によって変わってくるのかなというふうに、前回のワーキングの中で意見として述べさせていただいております。

これに関しても、こういう事例の場合は、例えば軽微でないというふうに判断できますよというような、そういう補足説明みたいなものをつけ加えてはどうだという話をしまして、これに関しては、また検討いただくという御回答だったかと思っております。

先ほどの点とあわせて、このガイドを正式に発行されるタイミングでも、この辺の記載についても、また御検討いただければなというふうに考えております。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

事務局のほうから何かございますか。

○笠川室長補佐 検査評価室の笠川でございます。

今、二、三点ほどいただきまして、まず一つ目が、軽微とするか、指摘事項とするかの質問事項の二つ目で、米国で前兆事象という言葉そのまま使っておったと。そのままのほうがいいんじゃないかという議論をいただきましたけど、我々のほうも初めは前兆事象と考えて、もう少し検査官の皆さんにわかりやすいといいますか、逆に言うと、これをも

う少し具体的に言うと、どういうものであろうかということで検討したところです。

前兆事象といいますと、既に何か、例えば、炉心損傷の前兆となる、つながる可能性のあるような事象が既に発生していると。そういうものであるかどうかというところを問うているわけなのですが、そこをここで申し上げたとおりに、今しておるところです。

今、この二つ目の質問も、米国でこの二つ目の質問を適用して判断した事例というのが、なかなか見つからないというのが実情でございまして、そういう米国での使い方も踏まえながら、今、いただいた御意見も踏まえまして、もし、もう少しいい言い方をするのであればというふうに考えております。

二つ目の「事故等の防止の機能一部が喪失するなど」というところも、ここも今の前兆事象とのつながりになります。具体的なところをもう少し補足するなり、あるいは、ガイドの使い方の説明の中で明確にしていくとかを考えていきたいと思っております。

52ページのところにもいただきました類似と繰り返しの考え方でございますが、指摘事項とするかどうかというのは、安全上の影響の面のみならず、いわゆるパフォーマンス劣化として重要な指摘とすべきか、それとも軽微なものかですので、類似だとか繰り返しと見えていく中において、定量的にじゃあ何回までが繰り返しであればいいのかとか、どういうものを類似とするのかというのは、なかなか定量的に示すというのは難しいのですが、ここは入れていきたいと思っております。

今のところ、私のほうからは以上のことを申し上げたいと思います。

以上です。

○金子長官官房審議官 河村さん、いかがですか。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会、河村ですけれども。

やはり、一つ目のところの可能性と前兆というところでは、少し意味合いが違ってくるのかなというふうに思っています。何かある事象があったときに、それが前兆になるのか、非常に何かにつながっていくということが見えているようなものであれば、多分、前兆だと思うんですけれども、それがつながりが見えないというか、あることが本当に起こるのかどうかということが定かでなかったとしても、可能性という言葉を使うと、何でもかんでも可能性ということには当てはまると思いますので、そこは、原文でもPrecursorというふうに書いてあるのは、多分、そういう意味をもってPrecursorと書いているのかなと思いますので、たしか、この記載を考えられたときには、当初はたしか前兆という言葉が使われていたところを、多分、可能性ということに置き換わっていったかと思うんですけど、当初、一番最初にこの定義を作られたときのままのほうが私はいいのかなと思いましたが、また、これも含めて検討いただければと思います。

○金子長官官房審議官 ちょっと私からいいですか。ごめんなさい。

言葉の使い方の問題として、今、指摘があるのですけれども、河村さんのお考えになっている前兆とか可能性の差というのは何でしょうか。そこが明確でないと、変える意味が

あるのかないのかというのは、多分、我々側も判断できなくて、もちろん、これまでずっと議論をしているように、机上の空論でこういうことがあり得るじゃないかという可能性を僕は議論しようとしているわけでは、もちろんないので、その前提に立ったときに、英語でPrecursorと書いてあるから前兆というふうにしようというのも、僕はちょっと変かなと思っているので、明確にそこに何か意味の差が、こういうことであるんだということであれば、そういうことを明確化すればいいと思うので、前兆と書こうが、可能性と書こうが、どちらでも同じようになってしまうと思うのですね。ですから、御懸念のある点を明確にさせていただいたほうが、この議論は先に進むと思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

多分、これは最初に1回目のときに話したのが私なので、私からお話ししますと、この軽微のところのアメリカのガイドのコンセプトというのは、もともとコーナーストーンに影響のあったものは指摘だし、そうじゃないものはマイナーですと、影響がなかったものは。この二つ目、三つ目、四つ目は、それを補足する事項になっていて、そのもの自身はコーナーストーンに影響はないんだけど、コーナーストーンに影響があるようなこと引き起こしますかという質問なんですね、これ。という意味なんですよと私は思っています。

なので、可能性というのは、どんなにスライドでも、例えば0.1%でも可能性があれば、そういうものは可能性と日本語では言うと思います、小さい。だから、せめて高い可能性と書くか、蓋然性が高いと書くか、前兆があると書くか、そのぐらいの感覚が日本語的には誤解がないので、そうしたらいいということを私は申し上げたつもりです。

○金子長官官房審議官 これは私の理解なのですけれども、前兆も可能性も同じだと私は受け止めるんですけれども、うちの事務局はどうですか。

○笠川室長補佐 原子力規制庁、笠川ですけど。

事務局のほうとしましても、そこは変わらないであろうということで、同じ米国のQの2番目をこのように使っております。ですから、そこが変わらないであろうということで、今、使っておるところです。

○金子長官官房審議官 ごめんなさいね。我々も実は、今、笠川が答えていましたけど、中ずっと議論をして、この言葉を日本語にして、四つのクエスチョンをもう一回リフレーズするときに大分議論をしていて、例えば、重大な事象につながる可能性が考えられるかというところに、合理的に考えられるかとか、何かそういうことが本当は要るんじゃないかとか、あったほうがいいんじゃないかみたいな話をしたりしていました。そうすると、じゃあ、合理的って何だろうみたいな話になっていって、結局、書けば書くほどよくわからなくなっちゃうみたいなのがあるんで、素直に普通に考えると、このパフォーマンス欠陥は重大な事象につながる可能性があるかというふうにしちゃったほうが、判断をする人も素直に判断ができる。これが分解して、そういうものじゃないんですという範囲が作れるのであれば、より詳述をしたらいいと思っているんですけれども、そこがどう違う

かというところが、なかなか難しいなど。

今、爾見さんがおっしゃったように、別にこれは最後、パフォーマンス欠陥は重大な事象につながる前兆と考えられるかにしても、多分、同じだと思うんですけども、検査官がスクリーニングをするときに、これは前兆だと思えば前兆だし、可能性があると思えば可能性があるというのが、どう質的に差があるのかというのは、結局、その人の判断によるところがあるかなという気はいたしますが、それでもなお語感というものによって中身に差があるのだという方が多ければ、それは別にPrecursorをより素直に訳して前兆にするというのはあり得ると思いますけれども、皆さん、いかがですかね。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

もし、可能だったら、私はやっぱり前兆と書いていただくか、可能性がそこそこあると書いていただいたほうが、これは恐らく発電所で可能性があるものを全部排除するようにするわけですよ、これを書いてあると。可能性があるかと言ったら、小さくてもあると思う人は結構多いと思うので、もし、検査官の方がそれで不都合がないのなら、前兆とか可能性が高いとか、蓋然性があるとか、ちょっと可能性が高いんですよという雰囲気のことを書いておいていただいたほうが、僕は一番ニュートラルなところに落ちつくと思います。

○金子長官官房審議官 その方向で事務局は大丈夫ですかね。前兆に置きかえちゃったら、一番皆さんの誤解がないかなと思いますけれども、いかがですか。

あと、2点目でいただいた「事故等の防止の機能の一部が喪失するなど」という事例が書いてあって、河村さんがおっしゃったように、事故等の防止の機能の一部が喪失することイコール必ず重大な事象につながるものではないというのは、そのとおりだと思います。

一方で、ここで書いている「事故等の防止の機能の一部が喪失する」というのは、実際には事故防止機能の一部がなくなるということなので、かなり大きな事象には多分なっているはずなんです。実際に重大な事象になるかどうかは別にして。そうすると、ここはスクリーニングクエスチョンなので、恐らく、これに当てはまるものは、まず指摘事項になるだろうということもあるので、そういうふうに事例が書かれていると、私は実は理解をしているんですけど、なお、何か御懸念のことがありますか。そういう事例があると、こういうのも入ってしまって、よくないんじゃないかみたいなことが、もし具体的におありになるようだったら、教えていただくとありがたいです。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 今の御説明のとおりでしたら、私は違和感はないと思っておりますけれども、ここの「事故等」というところの「等」をどこまで広くとるかということにもよって、例えば、本当に軽微なトラブル事象みたいなものも拾い上げるのかということもありますので、そこは例えば「重大事故の防止の機能」というのであれば、これはこのとおりかなというふうに、私は思います。「等」の範囲をどこまで拾うのかという、そこによるのかなと思いますけれども。

○金子長官官房審議官 そういう意味では「等」に意味はあるんだでしたっけね。書いた

事務局側の立場はどうですか。「等」がないと、よりすっきりしますか、事故等の「等」が。じゃあ、そういう方向にいたしましょうか。

○笠川室長補佐 はい。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

あと、最後の繰り返しの点なんですけど、これを、多分、もうちょっと明確に趣旨を書かないといけないかなという気がいたしまして、河村さんの御指摘のように、類似の繰り返しがあつたら、これは字面だけ見ると、軽微でなくなるというふうに書いてあるように見えるんですが、本来は繰り返しとか何とかというのがあつたら、キャップがちゃんと働いているんですかという疑問を持って、そういうところで、多分、指摘をしなきゃいけないということが前提にあつて、要するに、いずれのIPにもいろんな検査を視点の中に、必ずキャップがちゃんと働いていますかというのを見ましようというのが検査項目として入っているんで、そういう観点でそこに当てはまるかどうかを判断しなければいけないみたいなことなのではないかと思うのですね。

さっき、笠川が申し上げたように、別に何回だからいいとか悪いとかという話では恐らくなくて、一度指摘事項でなかったんだけど、事業者と認識共有をして、こういうことは改善しておかなきゃいけないですねと言っていて、当然、キャップに入って、防止措置も講じたことになっているけど、やっぱり、機能していなかったみたいなことは、一回でももしかしたらだめかもしれませんし、ちょっと別の要因があつて、同じようなことだけど、もうちょっと工夫しないといけないねというようなことで、もう一回直すチャンスがあるということなのかもしれませんし、そこは少しelaborateして丁寧に書いていただいたほうがいいかもしれないですね。全部に係るといふか、何回も何回も出てくることなので、そんな方向で記述を修正するような形でいかがでしょうか。

では、いただいた三つの点の御意見は大体そんな方向で。

どうぞ、伊藤さん。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

すみません。ただただ安心したいだけの確認といひますか、先ほど、爾見さんがおっしゃった、もし、ここで可能性という言葉を書いたら、発電所は、もう小さなところも全部可能性をつんでいきますよというふうにおっしゃったんですけど、それはキャップの活動としても当たり前な活動でして、ここにもし前兆という言葉が入つたら、そういった活動が阻害されるということはないですよという、当たり前ですけども、その確認を。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 それは重要度によると思うんです。私、再発をしてはいけないかという、安全に絶対関係がないとわかっているもので、再発している状態でも運転、運用に問題のないものってあるんですよ。定期的に壊れるものもあつて、壊れて入れ替えればよくて、壊れていますと。そういうものはそれでよくて、大事なものは、安全にちょっとでも効くものというのは、恐らく重要度がもうちょっとだけ高いやつなんですけど、そういうものに関しては再発をさせない、一番わかりやすいのは、緑の領域の

ものというのは、再発をさせないようにキャップですというのは、アメリカでも要求で、そういうレベルにキャップをチューニングしないといけないと思っています。

マイナーのレベルは、僕は、コスト最適化の観点から、再発を防止するということは許されると思います。ただ、再発すればお金がかかるので、恐らく再発をどんどんさせるということは、普通はやめますけど、再発したほうが安全上影響がない場合はあり得ると思います。

僕が気にしたのは、どっちかという、規制上可能性があったら指摘になりますという、どこまでが可能性なんだろうというので、すごく悩むと思うんです。そっちが心配であって、キャップは重要度に応じてやります。安全に影響のところ、緑に当たると思うんですけれども、安全に影響のあるところは再発は必ず防ぐようにするし、安全に影響のないマイナーの部分でも再発は極力避けたほうがコスト的にもメリットが大きくて、安定運転もできるので、恐らくそうなりますと思っています。そんなに僕は危ないと思っていません。

お答えになっていますか。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

ありがとうございます。ここにも重大な事象につながるというふうに書いていますので、そこは選別が必要などころはあるかと思っています。これはあくまで、我々の検査官のスクリーニング活動に書いているところですので、事業者さんがやられる、そういったキャップ活動を含めた、そういった活動のところには波及影響はないとは思っていますので、すみません、ただただ安心したいがために聞かせていただきました。すみませんでした。

○金子長官官房審議官 今の話は、先ほどの議論の可能性、我々はゼロリスクというのはないのだという姿勢で当然いるわけですけれども、ゼロリスクがないという前提のもとでは、可能性があるから全部つぶさなきゃいけないのだということではないということですよ、逆に申し上げれば。だから、もし、PRAみたいなものが万能で全てが定量的にリスク評価ができるとすれば、ある一定以上の、以下のと言ったほうがいいですね、例えば、CDFで見たときに、一定以下のものの水準のものは別にやらなくてもいいですよという判断をする領域があるわけですから、それをこの可能性という言葉があることによって、全てそういうものも対処しなければいけないような指摘事項になるのであるというインプライはしないようにしましょうという趣旨だと、私も理解しております。

ほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 日本原燃、横尾でございます。

これまで先行して行っていました実用炉に加えて核燃料施設も明瞭化いただきまして、ありがとうございます。

それで、拝見している、例えば資料1-2のシリーズの中で、核燃料施設は多岐にわたるので、それぞれの特性とといいますか、特徴を踏まえて、小分類の目的、その目的を達成す

るために、こういう属性を見なきゃいけないというところを整理いただいたというふうに認識しております。

まだ提示いただいて、そんなに日にちがないので、詳細は確認できていませんけれども、我々としましても、属性の内容が、安全を高めるために必要なものが入っているかという観点で、もう一度確認させていただいて、必要に応じてコメントさせていただきたいというふうに思っております。

1点気がついたのは、オールの資料の例えば27ページ、ここはプルトニウムを取り扱う加工施設の例が書いてあるんですけど、これの29ページの閉じ込め機能、閉じ込めの維持のところがあるんですね。この目的に、セルの記載があるんですけど、私の認識では、私どものMOX加工施設にセルがないので、ここをもう一度確認いただいたほうがいいのかなというところと、あと、プルトニウム以外、ウランの加工施設、こちらのほうもセルという記載があるんですけども、同様だと思っています。ここをもう一度確認いただいたほうがいいかなというところです。

以上です。

○金子長官官房審議官 御指摘、ありがとうございます。今の点は、また、ほかにも御意見がある可能性があるでしょうから、また細かく共有いただいて、面談の場で活用させていただいて出していただいたらと思いますし、今のセルの話は多分コピーをした際に、そのまま残っちゃったのかどうかわかりませんが、確認をして対処していただいたらいいかなというふうに思います。

○熊谷統括監視指導官 核燃監視部門の熊谷です。

コメント、ありがとうございます。今回、核燃の監視領域は現行の許可基準規則とか、旧原子力安全委員会の指針をもとに、いろんな情報を拾い上げて実用炉の例を倣って並べたところでありますので、まだまだ不十分なところがたくさんあると思います。特に原子力安全委員会の指針だと、ナトリウム炉なんかは記述が少ないので、そういうところはあまり情報が入れ込めていないと思います。

事業者の観点から見て、不足とか不適切な部分がありましたら、今後とも御指摘いただければ、ありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 ほかにいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 原子力機構の小井と申します。

私どもも同じように確認させていただいて、また、個々についてはコメントさせていただきたいと思います。

全体として確認なんですけれど、添付1、添付2については、核物質防護にかかわる記載はあるんだけど、抜いているという形をとるのか、まだ作っていないという形なのか、要は公表するわけにいかないのか、消していますということなのか、その辺はどういうふう

な扱いになっているかだけ確認させてください。

○笠川室長補佐 検査評価室の笠川です。

核燃料物質につきましては、添付1に関しましては、通しのページの55で監視領域（小分類）の目的と属性はここで記載しております。事例のほうは、まだそこは検討しておりませんということです。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 念のためですけれども、添付1-11というのが全てにかかわる核物質防護の視点で設定されているという書き方になっているということではないんですね。

○笠川室長補佐 はい、そうです。七つ目のコーナーストーンということです。

○金子長官官房審議官 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○益子原子燃料工業品質・安全管理室参事 原子燃料工業の益子でございます。

詳細については、後ほど議論させていただきたいんですけども、1点気づいたところで、例えば、通しページの32ページに加工施設の例が書いてございますけれども、属性のところでは設計管理というのがございますが、設計については、別途設計の認可を受けておりますので、それをまた検査で気づきを確認するというのは、検査の二重性みたいな感じがします。その辺、どういう背景でこの項目が出てきたのかとか、そういったのは後でも結構ですので、議論させていただきたいと思います。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

設計管理の分野につきましては、発電炉でも同じですけれども、検査ガイドとして設計管理というガイドが別途用意されていまして、設工認の観点とは別の観点で検査のほうでも確認していくという、今、仕組みにしておりますので、米国の発電炉側の監視領域の目的の視点のところにも設計管理という部分が入っておるという関係で、現状は入れているというものでございます。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

熊谷の申したとおりですけれども、例えば、設計の部分で我々が確認する、最近ちょっとホットな話題としましては、コンフィグレーション管理などがあります。現場を見ていて、我々、審査なんかでいろいろと議論はしているんですけども、実際、現場を見てみたら、ちょっと図書類と相違があるとか、そういったところは、我々、確認しなきゃいけないと思っていますし、そういった意味では、ここに設計管理があるのは適切かと考えています。

○金子長官官房審議官 多分、認識がうまく合っているかどうかなんですけれども、益子さんがおっしゃられた工認なんかで設計を見る視点、審査で行うものというのと、それは一回設計として認められたものであるもので、それに対する疑問を検査で差し挟むわけでは、もちろんないわけです。それがあべきものとしてちゃんと維持されているのかとか、あ

るいは、それに改造が加えられたときに、設計上の意図が維持をされた形で施設や設備がちゃんと機能するようになっているのかとか、そういうこととのリンクで設計と実際の実物との対応関係がしっかりできていますかというのを検査の中で見ていくというのが設計管理の基本的な考え方だと思うのですけれども、そういうふうに捉えていただくと、恐らく審査でやることとの差というのは明確になるのではないかと思うのですけど、いかがですか。

○益子原子燃料工業品質・安全管理室参事 御回答、ありがとうございます。ただ、そういう意味では、下のほうに構成管理というのもありますので、その辺との違いなどもありますので、また後ほど検討させていただければと思います。

○金子長官官房審議官 はい、じゃあ、これは少し詳細な説明が必要かもしれませんので、構成管理は構成管理で、また系統構成とか、そういった形ですから、ちょっと趣旨が違うかもしれませんけど、また別途よく意図をお伝えをしたほうがいいかもしれませんですね。そういう方向で対処するようにいたしましょう。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。もし、また後で気づきがありましたお申し出いただければと思います。

それでは、議事を進めまして、議題の2番目ですが、安全重要度評価プロセスに関するガイドの見直し等についてです。

事務局のほうからまた御説明、お願いします。

○布田検査評価室長 それでは、議題2の安全重要度評価プロセスに関するガイドの見直しということで、大きく2点ございます。一つ目が資料2-1～2-3にあるんですけれども、安全重要度評価のプロセスというか、手順ですね。手順について、今回、見直しましたので、その関係の資料となっております。二つ目が資料2-4でございまして、停止時の指摘事項に関する安全重要度評価ガイドの改正ということで説明した資料でございます。

まず、一つ目の安全重要度評価プロセスに関する手順の部分の見直しについて御説明したいというふうに考えております。

まず、資料2-1でございすけれども、これは重要度評価に関するガイド等の見直しということで、通しページで94ページ、資料で1ページでございすけれども、検査指摘事項の重要度評価に係る手順等に関しまして、これまで添付1しかついていなかったんですけれども、添付2、添付3、添付4ということで、重要度評価の手順を定めました実際にSERPという重要度評価・規制対応措置会合で検討を行うんですけれども、その手順について書いたのが添付2でございす。添付3が申立て制度が重要度評価の結果に対して事業者からの申立てを受け付ける制度があるんですけれども、その手順について規定したのが添付3でございす。あと、リスク評価担当者に求められる役割ということを規定したのが添付4ということで、重要度評価に関するガイドについて、この三つの添付資料を追加したというものでございす。

さらに、細かい手順に関しましては、重要度評価等に係る事務手順ガイドというもの

を新たにつくりまして、より詳細な手順ですとか、事業者に対する重要度評価結果の通知のひな形とか、そういうものを定めた検査指摘事項の重要度評価に関する事項とか、あとは対応区分の、どういうタイミングで対応区分を見直すかということを決めた事務手順ガイドというものを作ってございます。

このパワーポイントの資料につきましては、重要度評価に関する手順と対応区分の設定に関しまして事業者側の関連が深いということで、特に説明した資料でございます。

なお、総合的な評定につきましては、前回のワーキンググループで提示済みですので、この資料には含まれていないということでございます。

2ページ目が検査指摘事項の重要度評価プロセスでございますけれども、これにつきましては、既にワーキングのほうで議論をしてございまして、緑を超える可能性のあるものにつきましては、SERPの予備会合を開催いたしまして、規制委員会の報告・了承を受けた上で、事業者に対して通知をした上で、意見陳述要望があった場合には意見聴取会を開催し、最終的にはSERPの本会合を開催いたしまして重要度評価を決定するというところでございます。

さらに、その手順等に何か問題があるというふうに事業者のほうで考える場合については、申立てプロセスがあるということで、この流れにつきましては、もう既にワーキンググループのほうで議論してございますので、これを重要度評価のガイドのほうに添付2の形で追記したというものでございます。

次に、3ページ目ですけれども、先ほど議論した図の中には規制対応措置に関して特に記載していませんでしたので、添付2の中に規制対応措置の検討についてということで、規制対応措置として法令に基づく措置命令を行う場合については、SERPにおいて案を取りまとめて、その内容について原子力規制委員会で審議・決定をするということを添付2の中で記載してございます。

4ページ以降が重要度評価の申立て制度ということで、通しで97ページでございますけれども、申立ての要件というのを添付の中に記載してございまして、大きく三つの要件を記載してございます。

一つ目が、重要度評価の手順につきましては、ガイドと一致しないとか、プロセスの正当性が欠けているということについて、これが1点目でございます。

2点目につきましては、意見聴取会で事業者から意見が述べられたにもかかわらず、最終評価の中で考慮されていなかったということが要件の2点目でございます。

三つ目が、意見聴取会で新しい情報があるというような話が事業者からあったのにもかかわらず、その情報を聞く前に決定をしてしまったということが3点目でございます。この整理が間に合わなかった情報につきましては、意見聴取会の中で事業者から情報を整理しているということが表明されている場合であり、かつ新しい情報が重要度評価結果に影響を及ぼすのが明らかである場合と、あとは整理が間に合わなかった理由がきちんとあるという場合には認められるということで考えてございます。

基本、情報を整理する期間なんですけれども、これは重要度評価を通知するまでの検討期間というのが90日というふうに決められてございますので、この90日程度を超えないということ为原则としているということでございます。

以上が申立ての要件三つでございまして、次に5ページに、どのような手順で決定を行うかということが記載してございます。

まず、申立てにつきましては、判定会合を開催いたしまして、ここに①～③で書いてございます事項のいずれかについて判断をするということで、一つが事業者の申立てを棄却するというところでございます。二つ目は、SERPの結果の報告書なんですけれども、それが不十分な点があるということで、より詳細な説明をするべきというのが二つ目、三つ目が重要度評価の過程に問題があるので、重要度評価をやり直しすべきというのが三つ目でございまして、このいずれかを判定会合の中で判断するというところでございます。

(3)の申立ての手順ですけれども、これはまず、申立てがあった場合については、事業者から公開の場で異議内容を聴取いたしまして、これを踏まえまして判定会合を開催して検討を行うということで、最終的には規制委員会に対する申立てということですので、委員会で審議・決定を得た上で、事業者に対して結果を通知するというところでございます。

以上が申立て制度でございまして、次に4ポツの対応区分の設定でございまして、6ページ目でございます。

これは重要度評価のガイドではなくて、手順ガイド、新しくつくりました手順ガイドに記載されている事項でございまして。

まず、(1)の対応区分の評価基準につきましては、これは既に実施要領等に記載されておりまして、実用炉の場合では第1区分から第4区分に区分が重要度評価の結果ですとか、PIの結果を受けて変更されまして、追加検査1から3がありますけれども、これを受けると、事業者のほうで受検するということになってございます。

7ページ目でございますけれども、7ページ目以降が対応区分の設定の考え方を書いておるものですが、まず、(2)の対応区分の変更のタイミングなんですけど、これは事業者からPIにつきましては安全実績指標が提出された日と、あと検査指摘事項につきましては、重要度評価が最終決定、SERPの本会合の結果、規制委員会のほうで了承を受けた日において、第2区分から第4区分への対応区分の変更について検討を行うということでございます。

この区分の変更のタイミングなんですけれども、PIにつきましては、該当する四半期の初日ということで、これは多分提出されるのが次の四半期の60日以内だったと思っておりますけれども、提出されますが、区分の変更自体につきましては、PIの対象となる期間から区分が変わるということでございます。

検査指摘事項につきましては、SERPで決定した日ではなくて、締めくくり会合で指摘事項とした日の四半期の初日から区分が変更されるということでございます。

第2区分、第3区分、第4区分に設定された場合につきましては、追加検査で改善の効果

が確認できた場合には、第1区分に変更するというところでございます。

次に、8ページ目ですけれども、PIとか検査指摘事項で白以上の評価となったときに、その白、黄色、赤がどれぐらいの期間有効になるかというのを書いたのが(3)でございまして、まず、白、黄色、赤となった安全実績指標の評価基準の対象となる期間につきましては、当該四半期の初日から終了日までということでございます。

検査指摘事項につきましては、検査の締めくくり会議で指摘事項とした日の四半期初日から追加検査終了の通知の日までが白以上の重要度評価結果が有効となる日ということでございます。

(4)が対応区分変更に関する事業者への通知ということで、区分の変更に関しましては、規制委員会に報告をして了承を得た上で事業者へ通知をするということでございます。

対応区分の最後になりますけれども、9ページ目、通し番号で102ページですが、その他ですけれども、これはPIと検査指摘事項で評価基準の対象が重なっている場合につきましては、これはいずれかの分類の程度の大きいものを対象として取り扱うということで、これはダブルカウントしないということでございます。

あと、二つ目の矢羽根ですが、申立てがあった場合につきましては、対応区分の変更とか、あるいは白、黄色、赤の入力の対象となる期間については、これは保留されるということでございます。

あと、第4区分の設定ですとか、あるいは対応区分の設定が困難な事例があった場合につきましては、SERPにおいて対応区分を検討するというところでございます。

最後、10ページ目、通しページで103ページ目でございますけれども、今後、重要度評価に関するガイドの整備についてでございますけれども、まず、一つ目ですが、核燃料施設に関する重要度評価につきましては、委員会のほうで議論とかありましたので、これを新しい附属書として、どういうプロセスで評価を行うかということでガイドを整理したいというふうに考えてございます。これに伴いまして、多分、ガイドの本文も修正しなきゃいけない部分はあると思うんですけれども、そこについてもあわせて修正したいというふうに考えてございます。

(2)の定性的な判断基準でございますけれども、これは附属書9につきましては、既に提示しておるんですが、これまでより詳細な中身につきまして検討チームとかワーキングで議論してございますので、これを踏まえた形で附属書9の修正を行いたいというふうに考えてございます。

以上が重要度評価に関する手順に関するところでございます。

二つ目が停止時の指摘事項に対する安全重要度評価ガイドの更新ということで、資料2-4に概要をまとめてございます。

まず、1ページ目の重要度評価ガイドの変更の概要ということでございますが、停止時の重要度評価ガイドにつきましては、これは附属書6ということで、昨年11月のワーキンググループで既に提示しておるものでございます。ただ、これにつきましては、初期スク

リーニングまでを提示して、その後の簡易評価ですとか、詳細なリスク評価をどういうふうにするかということにつきましては、今後議論するという事で、まだ提示していなかったということなんですけれども、今回、詳細なリスク評価の方法について追記をしたというものでございます。

リスク評価につきましては、事業者の停止時のPRAモデルを基本活用して評価を行うという方針で、今、考えてございまして、基本、出力運転時の指摘事項に対する安全重要度評価と同様の評価ステップで、詳細リスク評価を実施したいというふうに考えてございませぬ。

2ページ目、2ポツのガイドの変更方針以降が具体的な変更についてまとめた部分でございまして、まず、以前11月に出していた際には、フェーズ1として質問によるスクリーニングで、緑になるか、緑以上になるかというのを規定して、フェーズ2、フェーズ3で、より簡易的な評価方法を整備して、フェーズ3以降を詳細リスク評価にするということで御説明しておったんですけれども、フェーズ2とフェーズ3部分をまとめまして、変更後ということで、まず、スクリーニングに関する質問というのを、これは既に出しているんですけれども、詳細リスク評価についてどういうふうを実施するかということを追記したのが今回の修正点ということでございます。

具体的なフロー図でございませぬけれども、3ページ目に評価フロー図を示してございませぬ。まず、スクリーニングクエスチョンで検査指摘事項が、添付1にスクリーニングクエスチョンを書いてございまして、そこで緑と判定可能なものにつきましては緑に評価をされるということでございませぬ。ただ、緑にならないものにつきましては、停止時のPRAモデルが使用可能なものにつきましては、詳細リスク評価をするということで、これは添付2に記載しているものでございませぬ。停止時のPRAモデルがまだ整備されていないというものにつきましては、附属書9の定性的な評価基準を用いて評価を行うという評価のフローになっております。

4ポツの炉心損傷頻度の増分の計算方法ということですが、4ページ目です、詳細リスク評価の計算ステップですが、これは実際に施設が停止してございませぬので、炉心損傷に至るまでの時間がどれぐらいあるかどうかというのを、まず、余裕時間を特定すると、あと、停止中の施設ですので、使用できない設備を特定した上で、PRAのモデルを用いて Δ CDFを算出するという事で考えてございませぬ。

最後、5.今後の予定ですが、まず、PRAモデルにつきましては、まだ停止時の適切性を確認するところまでは至っていませんので、これにつきましては事業者から提出があったものについては確認を進めていくということでございませぬ。

あと、実際に評価をしてみても、試しに評価を実施して行って、必要があればガイドの見直し等を進めていきたいというふうに考えてございませぬ。

私からは以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ちょっと細かな内容もいろいろ含まれていますので、明確化とか、クライフアイの必要なことも多くあるかと思えますけれども、御参加の事業者の方から御質問などあればいただければと思います。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 日本原燃、横尾です。

1点だけ確認したいんですけど、オールの103ページに核燃料施設に関する重要度評価の今後の対応の記載があるんですけど、先ほどの御説明だと、附属書の準備を進めると伺ったんですけど、ここに「なお、必要に応じて」と書いてあるのは、検討の結果、作らないこともあり得るといふことの理解でよろしいのでしょうか。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

現在の附属書9で定性的評価というところで確認できる範囲が広目にできるということができておまして、プラスアルファで核燃料施設固有のものを評価の中に入れる必要があるかというところを、今、検討しております。その結果を踏まえて作るかどうかを判断したいと思えます。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。お願いいたします。

○小井原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 原子力機構の小井と申します。

通しページで105ページのところで核燃料施設における対応区分イメージというのがあるんですけど、これは、その前の発電炉の評価基準は抜かれた形になっているかと思えますけど、これは検討してここに埋まっていくような形になるのでしょうか。別途、今後検討すると、ここに評価基準が入ってくる形になるのか、全然違うようなやり方になるのかというところを知りたいなと思ったんで。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

実用炉という評価基準は、御説明しておりますとおり、SERPの判断で評価の区分が決まっていくことを想定してまして、明確にここに何区分だったらどの基準というのは、今後も記載はしないことを考えております。

○小井原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 わかりました。ここには書かないということで、SERPかどこかに、この基準なるものが書かれるのかなという気がするので、どの辺りにそれが記載されるような立て付けになるのでしょうか。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

基準につきましては、短期的には明確にするのは難しいと思っております。まず、SERPでの運用を通じて実績を積みまして、幾つかの事例ができた段階で文書化のほうを行っていきたいと思えます。その辺の関係は、実施要領なりには明記したいというふうに考えております。

○金子長官官房審議官 ちょっと具体的な記述の文書のレベルは別にして、今のお話は、例えば核燃料施設の場合は、追加対応措置ありのケースの指摘事項と、なしのケースの指

摘事項、この二つに分かれると。で、ありのケースも、多分、事案に応じてより重いものとそうでないものというのがきっと含まれていて、そういうものをどうこの基準の中で明確に取り扱えるか、要するに、この表の中にそれが幾つあると、あるいは、その程度のものでどういう監視領域にどういうパターンで配置をされていると、この区分になりますというの、なかなか多分書きにくいということなので、ある意味、そういうことを勘案しながら対応区分を決めていきますということに対応区分の設定のガイドのところに記述をしていくということになるかと思っておりますが、どこまで具体的に書けるかというのは、もうちょっと検討してみないといけないかなということではあります。

ただ、今、私がちょっと申し上げたようなレベルの定性的にどういうものを考慮して、この対応区分を決める素材にするのかということについては、明確にしていかないと、視点がわからなくなってしまいますので、そういうことをガイドの中では明確化するというのがイメージだと思って理解をしていただければと思います。

○小井原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 はい、ありがとうございます。発電炉のほうで、数でランクを付けているような感じだったので、何か考え方がこれから検討されるということで承知いたしました。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

文句というか、コメントではありません。よくできているなと思ったところが1点で、101ページ、8ページというのですか、資料の指摘が出てきたときに、どの期間をアクションマトリックスのインプットにするかというところで、資料が、追加検査が終わってもう完全に是正が終わった段階でクローズしますと。これ、今までのROP、ここ1年間続けているんですけど、今まさにアメリカで見直していて、恐らく、これになると思っていて、いい改善例なんで、ぜひ日本にも言おうと思ったら、先に入っていたので、ありがとうございます。

以上です。

○金子長官官房審議官 こんでいただいたコメントでありがとうございました。何か事務局から御説明ありますか。

○布田検査評価室長 検査評価室です。

御指摘の点については、アメリカでも、御指摘のとおり見直しを進めておって、一つがやはり事業者が早く追加検査を受検して、是正措置を取るというインセンティブにやはりなるのではないかということで、追加検査が終わった段階で区分を見直し、白とかをクローズするというので、今、見直しているというふう聞いておりますので、そこに合わせて、ここでも検討したというものでございます。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 これ、事業者にとってもかなりインセンティブになると思います。早く白が消えるんだったら、少しでも早く是正しよう。今までどうしても1年間残るんで、1年以内にやればいやというところ、それが問題になって、今回の見直しの発端になっているので、ありがとうございます。いいことだと思いますし、ぜひ早

く改善するようにしたいと思います。

○金子長官官房審議官 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○古金谷検査監督総括課長 検査総括課長、古金谷でございます。

今の点で、一つだけ恐らくNRCと大きく違う点は、追加検査が終わりましたという内容については、恐らく、我々、規制委員会に報告することになると思いますので、そこでの当然、委員のほうの御指摘とか議論とかがあって、その内容が了解されるということのプロセスは、恐らく、我々としては必要になるかなというふうに思っておりますので、その点だけ補足しておきます。

○金子長官官房審議官 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私が事務局に質問するのも変なんですけど、今ちょうど話のあった対応区分の通しの101ページのところの元に戻るとき、今、第1区分に変更するということが一応メインに書いてあって、状況に応じて、多分、複数の指摘事項がある場合に、一部の対応は済んでいるけど、ほかのものはまだ終わっていませんとかという実態としてはそういうことがきっとあり得て、全てが第1区分に戻せる状況になるわけでもないと思うのですね。

追加検査は追加検査としてまとめてやるのでしょうかけれども、そういうことは、逆に言うと、ちょっと応用問題として出てくるようなものは、その102ページに書いてある「対応区分の設定が困難な事象については、SERPにおいて対応区分を検討する」というようなところで最終的には引き取って見ていくというような理解でよろしいのでしょうか。

○布田検査評価室長 検査評価室です。

基本的には、例えば第3区分だったものが第2区分になるとか、そういうのは実はあまり想定していなくて、基本は、追加検査をきちんと受けて問題がなければ対応区分1に戻ることが基本なのかなというふうに考えています。

ただ、それは、個別のケースで、区分を例えば3から2にしたほうがいい、1にするのではなくて2にしたほうがいいとかという判断も、そういう可能性も否定はできませんので、そういう場合につきましては、SERPのほうで議論をしていくということなんだと思います。

○金子長官官房審議官 はい、ありがとうございます。今の点も別に事業者サイドも大丈夫ですかね。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

いいと思います。基本は、白に関しては個別の是正が終わっているかどうかというのが、根本原因ですけどね。なので、白からは緑にしかならないですし、黄以上になると、もうちょっと広い範囲の是正が必要になるので、その1件が終わったから終わったという感じじゃないと思うんです。だから、恐らく黄から緑になるように何かするんだと思います。特別なケースで赤から黄とかというのはあるかもしれませんが、一般的には今の御説明でよくわかると思います。

○金子長官官房審議官 ほか、いかがでしょうか。特にございませんか。

はい。ではよろしければ、次の議題に進ませていただきまして、議題3は、本格運用は

来年4月からでございますけれども、これを見据えた課題の整理ということで、事業者側から資料を御提出いただいているので、資料3-1はATENAから、資料3-2については日本原燃さんのほうから、それから資料3-3について、ウラン加工の関係で三つの資料がございますので、それぞれ御説明をいただけますでしょうか。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会の河村です。

まず、資料3-1ですけれども、新検査制度運用開始に向けた課題整理ということでATENAでの整理結果を御説明したいと思います。

こちらのほうは、今、本格運用まであと3カ月ちょっとということで、今いろいろ制度全般に係る話とか、あと、検査の方法、やり方についての話、あと、検査対応という少し三つのカテゴリーに分けて、今、残されている課題は何だろうかということで整理したものでございます。

スライドの2ページ目になりますけれども、まず、「制度全般」に関する課題であります。まず一つ目ですけれども、定性評価に関してですけれども、これは、まずいろいろ考え方が示されておりますけれども、ガイドとしての正式な文書がまだ発行されておられませんので、そのガイド化が必要であろうということと、あと、もう一点が、今作られている定性評価は、割と緩和機能に対して少しベースに考えているところがあって、例えば発生防止とか閉じ込め機能に関しては、これは緩和機能と比較して見ていきますと、それらの監視領域の目的が果たせなかった場合のリスクの上昇というのがそれぞれ発生防止のものとか、あと、緩和機能のものと、多分、異なってくるのかなというふうに思いますので、少し発生防止とか閉じ込め機能に関しての評価の方法というのも少し織り混ぜたような形をつくっていく必要があるのかなと考えているところであります。

あと、緩和機能についても、全ての指摘事項について評価できない、例えば、電力が自主的に設置したような緩和機能に関する設備とか、それについての扱いをどうするかとか、そういったことも、多分、考えていく必要があって、これは、運用開始してからもいろんなケースを考えながら、今、作ったものでいいとするのではなくて、充実させていく必要があるのかなと思いますので、これは少し中長期的な課題として一つ取り上げるものかなというふうに考えているものであります。

二つ目ですけれども、これはワーキングでも既にこちらからの課題だということをお話しさせていただいたときに、また来年以降、議論するというのを規制庁さんのほうから言っていることですが、横断領域の評価に関してのガイド、これは米国ではIMC0305とか0311みたいなものがありますので、そういう日本版のガイドを作成して、それについての内容について、また議論させていただきたいというふうに考えております。

三つ目は横断領域監視指標ですけれども、こちらのほうは、また別紙を用意しておりますので、そちらのほうで説明したいと思います。

スライドの3ページ目になりますが、「検査の方法」に係る課題ということで、まず、

一つ目ですけれども、今、検査ガイドに関しては、廃炉プラントですとか、あと、建設プラントについてのそのガイドの適用範囲ですとかサンプル数の扱いというのが、少しまだ明確になっていないところがあるのかなというふうに考えております。これらの明確化を図っていく必要があるというのがまず1点でございます。

2点目ですけれども、検査報告書の記載内容についてですけれども、これは、今年7月の第15回チーム会合の中でも「記録・文書類の作成について」というところで、検査報告書はこういうふうに作成していきますというものは提示されているんですけれども、今の各発電所で試運用をやっている中の検査報告書を見ますと、少し記載の程度に差があるのかなというふうに考えております。

具体的には、例えばCAPに入っているコンディションレポートの名前をそのまま報告書につらつら書いている報告書もあれば、見た報告書については、コンディションレポート一式と書いてあったりとか、そういう差があったり、例えば、あと、検査官の気付き事項みたいなものを別紙で報告書に上げていたりとか、少し割と発電所によって差があるのかなというふうに思っておりますので、これもアメリカですとIMC0611という検査報告書の記載内容が規定されているものがありますので、少しそういった文書を作って、少し記載の程度を合わせていくことも必要なのかなというふうに考えております。

三つ目は、PRAモデルの活用ですけれども、これも今年7月のチーム会合の中で伊方3号機の確認状況というのが説明いただいておりますけれども、その後の確認されている状況ですとか、今後、PRAを活用していく方針みたいなものも整理していく必要があるのかなというふうに考えております。

4スライド目になりますけれども「検査対応」に係る課題ということで、これは、これまで試運用の各フェーズの中で課題として取り上げているものと同じですけれども、一つ目が、重要度評価手法の習熟ということで、これまでの試運用の中で、マイナーを超えるような気付き事項が少ないということで、重要度評価を実施する場面というのが非常に少ないのかなということで、我々もそうですし、検査官との間の議論という経験が非常に少ないのかなというふうに考えております。これに関しては、過去の事例を使って、重要度評価に係る議論を行っておりますので、そういうことを引き続きやっていって習熟を図っていければなというふうに考えております。

2点目ですけれども、パフォーマンスベースの意識定着ということで、大分検査をやっている中でパフォーマンスベースの意識というのは定着してきているのかなというふうに考えますけれども、やはりその中でも、例えば規制要求ですとか社内手順への適合性を確認しているのは、コンプライアンスベース視点での検査が行われているケースもあつたりしますので、事業者側も少しパフォーマンスベースに係ることの意識改革を図ることが必要かなというふうに考えております。

スライドの5ページ目に、次のページになりますけれども、その取組の一つとして、今年8月から概ね大体月1回の頻度で電力各社を集めて、パフォーマンスベースの意識定着の

ための勉強会というのを実施しております。大体2時間半ぐらいの時間を使ってパフォーマンスの検査とはどういうものかとか、あと、指摘事項の重要度の考え方とか、あと、そもそも米国ROPの哲学・目指したものの、少し背景的なものを勉強したりとか、あと、SDPの勉強とか、あと、CAPとかDBDというのが検査の中でどういう役割を果たしていくかとか、そういういろんな内容についてディスカッションしたり、勉強したりということを事業者の中で、今、取り組んでいるところであります。

スライドに戻りますが、4ページ目になりますけれども、三つ目ですが、フリーアクセスになります。こちらでも試運用のフェーズ3になってきますと、大分フリーアクセスによる検査が進められてきているのかなというふうに考えられる一方で、やはり電子化されているような情報とかでも、事業者側に紙で資料を準備して提出しているような発電所もあったり、少し目的の資料を抽出するのに時間がかかっていたりとか、そういうことで、事業者としても検査官が必要とする情報とか、あと、図書類とかも含めて、アクセス性を向上させていく必要があるのかなというふうに感じております。こういったところも少し本格運用に向けて、これからこういったところを改善できるかというのを考えながら本格運用に向けて準備を進めていきたいなというふうに考えているところであります。

スライドの2ページぐらいちょっと先に行ったところに別紙ということで3枚資料を載せております。横断領域監視指標に関する事業者意見についてということですがけれども、こちら、2016年度から「保安検査に活用する安全に係る指標」ということで、ちょっとここでは横断領域監視指標というように呼びますけれども、これらのデータを発電所で収集して規制庁さんのほうに提出しているという状況でございます。

一方、2020年3月31日をもって、一応、保安検査自体は廃止されて、原子力規制検査に移行されるということですがけれども、この横断領域監視指標については、7月に出された「原子力規制検査等実施要領」の中で、新検査制度施行後も事業者の横断領域に係る検査の視点を抽出するために、指標の提示を継続していくという方針が、今、示されているところであります。また、11月27日の規制委員会の中でも、この指標については、当面、収集を継続していくという方針が示されておりますけれども、これは、7月のワーキングの中で原子力規制検査の実施要領が案として提示されたときに、事業者意見として述べさせていただいておりますけれども、横断領域監視指標の多くは、現場のフリーアクセスによって直接確認できるものがほとんどではないかと。

その次のスライドに添付資料(1)というふうに出ておりますけれども、例えばCAPのデータですとか、あと、作業要領書とか、訓練報告書とか、こういうものを見れば、基本的にはこれらの横断領域監視指標に係るものというのは確認できるのかなというふうに思いますし、あと、もし確認できないようなものであっても、指標自体の値を現場で直接、検査官のほうに説明するということが可能だというふうに考えますので、あえて指示文書に基づいて指標を提示する必要性というものは非常に薄くなってきているのかなというふうに考えております。

また、こういった横断領域監視指標に限らず、事業者の中でも電力大ですとか、あと、発電所独自で自主的にPIというのを定めておって、こういったものを発電所のほうで収集しながら、パフォーマンスの劣化状況を見ながら、こういったところを改善していくかということを考えているところでもあります。

少し一例を、その次の次のスライドの添付資料(2)でちょっと下のほうに載せておりますけれども、六つの監視領域に加えて、横断的な領域に関しても指標を設定して、発電所の傾向を把握している取組をしておりますし、こういった指標を使って自己評価を行っていく中で、こういったさらにこういうPIをとっていったほうが有効かなというふうに考えるものについては、別にPIを新たに設定して監視するというようなこともやっておりますので、こういった指標の結果についてもフリーアクセスの中で現場の検査官のほうで確認いただける状況にはありますので、あえて横断領域監視指標を提示する必要というのは非常に薄いのかなというふうに考えているところでもあります。

ということで、一応、試運用を通じてこういった形で、今、ちょっと課題整理をしましたけれども、事業者としてもいろいろ本格運用に向けて改善していくべきところは直していかないといけないかなというふうに考えておりますので、引き続きいろいろちょっと規制庁さんとも少し、規制庁さんに対しての意見に対しては、また御検討いただければなというふうに考えております。

ATENAからは以上になります。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

それでは、日本原燃さんからお願いできますか。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 日本原燃の横尾でございます。

私のほうから、今日、4点お持ちしています。1点目は、実用炉側で先行してもうやられていますけれども、模擬SERPの件です。こちら、核燃料施設、私どもの施設に対しても是非、模擬SERPをやっていただければなという、これは要望です。

次が、事業者検査関係ということで2点お持ちしてまして、1点目が、来年4月の移行後、旧法の使用前検査が適用される施設、この施設に対して、私どもが自主的に使用前事業者検査に準じた対応を行う場合、使用前検査の扱いはどうなるのかと、その方法の明文化を是非やっていただきたいなど。これは、先般の原子力規制委員会の議題にも上がっていたかと思うんですけれども、使用前検査をどうやっていくのかというところを明文化いただきたいということです。

次が、一つの施設において、一部が旧法の使用前検査、残りが新法の使用前事業者検査の対応が必要な場合があります。この場合の経過措置の考え方について明文化いただきたいということです。

最後の1点ですけれども、これは基本的にはパブコメで出させていただいているコメントなんですけれども、内容をしっかり確認いただきたいという、念押しでお持ちしたものです。

1点例示で挙げていますけれども、再処理施設の技術基準の記載ぶりで、これまでは溶接の技術基準に関する規則のほうで、第一種の機器から第五種の機器、ここで「主要な容器などの溶接部」ということで機器が限定される書き方になっておりました。それが、一般の規則の書きぶりを見ますと、第一種、第二種、第三種、第五種まではいいんですけれども、第四種の書きぶりが、第一種から第五種以外の機器と書いてあって、全ての機器が対象になるように読めるんですね。この辺りの明文化といいますか、明確にされないと、今まで主要なものに限定されていた機器が、全ての機器に拡大しちゃうところを懸念しているということでございます。

以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

それでは、ウラン加工の3社を代表してということでお願いいたします。

○益子原子燃料工業品質・安全管理室参事 原子燃料工業の益子でございます。

ウラン加工3社の取組状況と課題ということで御説明したいと思います。

資料は第14回の検討チーム、5月に行っていますけれども、その資料で出された課題に対して、現在どのように取り組んでいるか、さらに、もう少し検討すべき課題があるかどうかという観点で資料を整理してございます。

項目としましては、品質管理に関するもの、それから、加工規則に関するもの、それから、検査のフリーアクセス等に関するものという三つに分けてございまして、最初に品質管理に関するものでございますけれども、検査の独立性、①ですけれども、それから②、不適合のおそれがある事案に対する改善プロセスということでございますけれども、これらについて、現在、新規制基準対応の適合工事において検査の独立性を考慮するとか、あるいは、②の改善プロセスについては、真ん中の列の下のほうにございますけれども、試運用あるいは実際に運用を開始している事業所もございまして、本格運用に向けて準備を進めているところでございます。

③の保安活動の指標についてなんですけれども、これについては、監視領域については先ほど議論がございましたけれども、今のところ放射線安全、それから、核物質防護に関して、定量的データを収集していくということを考えてございます。それから、横断領域に関しましては、これまでのマネジメントレビューに使っている指標、不適合の管理とか、内部監査等の指標等を今後も収集していく予定でございます。ただ、これらについて、どのようなPIを設定していくかということについては、ワーキンググループあるいは面談等で確認させていただきたいと考えてございます。

続きまして2ページ目でございますが、これらの品質管理について、許認可図書への反映ということでございまして、事業許可、それから保安規定、それから設計工事の申請書への反映ということでございますけれども、これらにつきましては、追加された要求事項、品質保証計画に取り込んで、経過措置期間中に事業許可と、それから保安規定については届出あるいは申請をしたいと考えております。

また、設工認については、現在、新規制基準対応の設工認というのを各社実施しておりますけれども、それらの内容を改定するような形で対応していきたいと考えております。特にこれらについては新たな課題はないと考えております。

それから、2番目の加工規則、それから保安措置に関するものでございますけれども、ここでは事業者検査に関するものについてでございますけれども、使用前事業者検査、それから定期事業者検査につきまして、先ほど日本原燃さんのほうからありましたけれども、使用前検査については、保安規定が認可されるまでの間について、どのような検査、検査のやり方と、それから、それを使用前事業者検査とするのかについて具体的な内容について面談等で明確にさせていただきたいと考えております。

それから、定期事業者検査でございますけれども、定期事業者検査のほうも、現在、適合工事中でございますので、4月に定期事業者検査に移行するという事になっておりますけれども、そのときに保安規定の認可を受けるまでというのは、自主検査も実施することになりますので、それを定期事業者検査にどのように移行していくのかというところについて具体的にもう少し検討していきたいということで、この辺は規制庁さんと相談させていただきたいと考えております。

それから、2ページ目の下からなんですけれども、施設管理についてでございますけれども、これらにつきましては、施設管理方針とか施設管理目標等を4月から設定しまして運用していくということを考えてございます。

また、経年劣化等についても従来の評価を継続して行っていくということで対応していきたいと考えてございます。

それから、3ページ目でございますけれども、②のところでは保全区域とございますけれども、これは加工施設だけ今まで保全区域というのが設定の要求がなかったということなんですけれども、これについて、新しい加工規則で追加されるということで保安規定の申請書に記載して適用していきたいと考えてございます。

それから、3ページ目の下のところでございますけれども、これらについて許認可図書への反映ということで、3ページの①で事業者検査と書いてございますけれども、事業者検査の報告書等について、これら書いてございませぬけれども、先ほどの事業者検査の進め方と同様に規制庁さんと確認しながら進めていきたいと考えてございます。

それから4ページ目に移りまして、3番目にフリーアクセス対応ということでございますけれども、これは規制事務所の検査官と検討しておりまして、4月から実運用に移行することにほとんど問題はないと考えてございます。あとは、関連する社内文書等を整備していくということを考えてございます。

以上でございます。

○金子長官官房審議官　ありがとうございました。

それでは、恐らくちょっと現在の段階で規制庁側で考えていることを少しお話したほうが良い案件もあると思いますので、ちょっと順に行きたいと思うのですけれども、

ATENAのほうからいただいた三つの区分であるところの表にさせていただいたのを順に追っていくと、定性的な判断基準、これは、また附属書の形でちゃんと記述をするということですね。その中でまた議論の中身、していけばいいと思いますね。

横断領域のところは、評価室がいいですか。それとも小坂さん。はい、お願いします。

○小坂企画調査官 専門検査部門の小坂でございます。

横断領域の評価方法のところですけども、これ、Cross-Cutting Issuesということだと思んですけども、緑以上になったものに対して、どう評価していくかというところですけども、こちらについては、まず、領域の考え方を面談等で細かいところの協議を、意見交換をさせていただきたいと考えております。

まず、NRCでは三つの入れ物になっているわけですけども、この入れ物のそれぞれの細かいところの要素が、日本ではちょっとNRCのやつをそのまま持ってくるとそぐわないところもあるので、その辺はちょっと整理をしたいなと思って、今、作業をやっているところです。

それぞれの三つの入れ物の中に、閾値があるわけですけども、アメリカでは、閾値を超えるとフォロアップ検査をやるという流れになっていますけれども、日本の場合において、アメリカの同じ閾値を持ってきてもあまり意味がない、そもそも入れ物の中身の要素をちょっと変えようとしておりますので、そこはしばらくやってみて、どれぐらいのデータが入ってくるのかというのを考慮した上で、最終的に閾値を考えていきたいと思っておりますので、そういった点では、まずはどういった緑以上のものが入ってきたときに、これはヒューマンファクターなのかとか、安全文化なのかとか、それからQMSのところなのかというような、アメリカと同じような三つの区分でどのようなカテゴリーでやっていくかというところを、まずは決めていきたいと考えております。

○金子長官官房審議官 ちなみに、私から確認するのも変ですけど、大体どんなスケジュール感で考えておいたらよろしいですか。

○小坂企画調査官 大体、概要は今できているんですけども、年明けにまず面談で議論をさせていただいて、ワーキングで御議論させていただきたいと思っております。

○金子長官官房審議官 ですから、まあ、4月1日の本格運用のときに、それが運用できるようにはなっていないだろうという目測、もくろみ。

○小坂企画調査官 できれば、入れ物だけは作っておいて、施行後、やっぱり緑以上のものができたときには、それはどこかに分類はできるように、閾値はないにしても、分類はできるようにしておいたほうがいいのかなと思って、作業を進めたいと思っております。

○金子長官官房審議官 じゃあ指摘事項があったときには、それにどういうフラグを立てたらいいかというフラグの種類ぐらいはちゃんと決めておいて、指摘事項をしたときには、そのある領域の横断領域に係る何かフラグが一応立っていますねということだけは明確にできるように運用したい、そんな方向ということでもいいですかね。

○小坂企画調査官 そのとおりでございます。

○古金谷検査監督総括課長 恐らく、この横断領域のところを本当に本格運用に用いるかどうかというところは、ちょっと我々の中でも、じゃあいつがいいのかというところは、まだ具体的に決め切れていないです。どちらかというところ、今、私自身は、現場の検査官にこれをやるよりも、まず検査ガイドになれてもらって、しっかり指摘事項を評価できるように、むしろそちらの、要は重要度評価、先ほど河村さんから御指摘ありますように、習熟していくというところがすごく重要だと思っていますので、そういう現場の習熟度合いも見ながら、こういうものをまずガイドとしていろいろ作り込んでいくということはやっていきたいと思っておりますし、試行的なこともやっていくというところはやりたいと思うんですけども、じゃあいつから本格的にこれを導入するかというのは、今やろうとしている一番検査の大もとの部分ですね。その習熟度合いとか、そういったものを踏まえて考えていく必要があると思っています。

○金子長官官房審議官 ということで継続的に検討ということだと思います。

横断領域監視指標、これは、大体何となく方向は見えつつあるんだと思いますけど。

○小坂企画調査官 専門検査部門の小坂でございます。

コメントというよりは、ちょっと御意見の再確認なんですけれども、事業者としては、この30項目の指標については、もう自らとおられるので、それは検査官がフリーアクセスで見るとは可能です。ただ、提出をする手間を省きたいという御意見で、そういう理解でよろしいのでしょうか。要は、提出することをやめた途端に、実はとることもやめてしまうということにはなりませんかねという、そこだけの確認です。ですから、提出だけを省略したいということなんでしょうか。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会の河村ですけれども、既にこの横断領域監視指標を自社の自主PIとしてデータをとって採取している発電所もあります。かなりそういう発電所が多いところにあります。必ずしもその30項目全て自主PIになっていないところもあって、そこは自主的に、こういうPIをとったほうが発電所のパフォーマンスの劣化を見れるんじゃないかという観点で追加しているものもありますし、もっと多分、30指標より広い範囲でデータをとっている状況にありますので、多分、それを御確認いただければ、検査の実施要領にある検査の視点の抽出ということがかなうのではないかというふうに考えますので、いわゆる、我々としては、本当にこれまでやってきた提出という必要性があるのかなというふうに、今、考えているところであります。

○小坂企画調査官 ありがとうございます。先ほど御説明の中で、通しページ189ページに自主的にPIをとっておりますという御説明があったので、いい活動、それぞれ発電所を見させていただいたときに30項目よりもいい指標をとっているいろいろ見いただいているところもあるんですけれども、これをATENAさんで統一的にとるとか、そういう計画はないのでしょうか。そうしていただけると、30項目関係なく、そちらを我々、見るほうが効果的ではないかなと、それに事業者さんの活動の実態をより把握できるというふうにちょっと感じたんですが、いかがでしょうか。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会、河村ですけれども。

私は、あまり統一的に同じ指標を各発電所にとるというよりかは、今、発電所の状況もいろいろ運転中であつたり、長期停止であつたりとか、廃止措置中であつたりとか、いろいろ状況が異なりますので、多分、その状況に応じて各発電所の中で自主的に必要なものということをとっていくことがいいのではないかなというふうに思っております。

例えば最低限、こういうものを取りましょうということ是可以できるのかもしれませんが、多分、発電所としては、それよりもっと多く指標をとって、それで多分、パフォーマンスを監視しているという状況にありますので、多分、その実態を検査官さんが見られたほうが私はいいのかなというふうに考えます。

○小坂企画調査官 ありがとうございます。あと、やはり我々が、今、フリーアクセスでそういうデータにもアクセスできるようになってきているんですけども、まだやはり発電所によってでこぼこがあつたり、我々の検査官の理解がまだ及ばなくて、なかなかできないところもあるんですけども、これからは発電所では検査官とよく意見交換をさせていただいて、よりよいフリーアクセスができるように、我々も努力していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○金子長官官房審議官 ちょっと私から補足ですけど、恐らく、規制機関として情報を見るときは、一定のそろったものが横串で必要になってくると思うのですね。ですから、ATENAで安全実績指標のほうの収集の仕方のガイドを作っていますけれども、多分、あれに類する、提出をしてもらうという指示書が要るかどうかというのは別にして、この指標はこういう範囲のものを対象にカウントしてくださいねとかということはやっぱり提示をする必要があるのだと思います。それを規制機関がやるのがいいのか、あるいは、指標の種類も含めてですけど、やるのがいいのか、先ほどのATENAのガイドみたいなもので、そういうものを書いておいて、情報はそれに沿ってありますので自由に見てくださいということでもいいのかもしれませんが、何かやり方は考えるにして、いずれにしてもどこかで一つそろそろ仕組みをつくっておかないと、同じ名前と呼んでいるけど、意味するところが違いますということでもやっぱり困ってしまうところがあるので、そういうのはちょっと考えなきゃいけないかなというふうには感じております。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会、河村ですけれども。

スライドの189ページですかね、オールのほうの。この添付資料2の中で、これは、実は事業者、同じデータをとっていただこうだという話の中で、一つ共通自主PIというのがあって、これは、少し電力大で、こういうものは共通的にとっていかうかというふうに決めている、これも自主では自主なんですけれども、そういうデータもとっています。それは、多分、発電所の中では広くデータをとっている中の一部になるかと思うんですけども、こういうものは事業者としては共通的にとっているデータというのもございます。

ただ、私が言いたかったのは、それよりもいろんな各発電所の特色に応じてデータをとっている状況にありますので、多分、そういう状況を見たほうが検査の視点というか、

発電所の状況の応じた検査の視点というのが抽出できるのかなというふうに考えているところであります。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。考え方はわかりつつ、このパフォーマンスインディケーターって、そもそも何でパフォーマンスインディケーターとして設定しているかという、多分、趣旨もあって、実態がただ把握できればいいのではなくて、多分、それを一つの指標にして全体を比べられるとか、評価できるというところにもととの発想があるんだと思うんですね。ですから、ちょっとどこまでやるかというのがありますけど、横断領域について特に、ちょっとよく議論をしていったほうがいいかなという感じはいたしました。継続的にこれもやっていきます。

爾見さん、どうぞ。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

まず、規制検査のPIが14個ぐらいありますね。その下に、JANSIで電力共通のPIというのを作っていて、これ、ほぼ採集の仕方も一緒です。47個、ちょっと変わっているかもしれませんが、大体47個あります。そこまでが電力共通で、それ以外に各社が個別にやっていますと。これ、目的が違って、電力共通のやつは、各社の横並びを見たら価値のあるやつが入っているんです。そうじゃないやつは、例えば各社の仕組みが違って、同じカウントをしても全然違う値が出てきて、そんなもの、比べてもしょうがないものは、ただ、増えているのか、減っているのかとか、意味のあるものは各社でやっているんです。ですから、共通のところがあって、共通のところを見ていただければ、各社の比較で安全上、意味のあるところは、我々、カバーしているつもりなんです。ですから、これに変えていただくというのは、多分、一番合理的かなと思っていて、そんな方向で調整ができればいいなと思っています。

○金子長官官房審議官 それも含めて調整をしていきたいと思います。

ちょっと先に進ませていただいて、ATENAの資料のスライドの3ページの検査方法、ここはあまり議論のあるようなことというよりは、取組を進めていってちゃんと明確化することは明確化をし、PRAについては、ある時点できちんと確認しましたというのを明らかにするプロセスを我々がもうこれからとるつもりでありますので、いいと思いますけど、何か事務局側からこの3点、検査方法に係る課題でコメントすべきことはありますか。

○伊藤課長補佐 検総課の伊藤です。

簡単な話ですけど、真ん中の検査報告書の記載の内容なんですけれども、一番最初に検査報告計画ガイドとあるものを出してしまして、今そちらの精査をしております。そこで報告書が、並びがとれるような形になると思いますので、そのガイドが間もなく完成しますので、そのときに御確認いただければと思います。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 よろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 次の項目に行きまして、検査対応に係る課題ということで、特に規制機関と事業者との関係でのやりとりであるとか、認識共有をしなければいけないこと

とか、お互いに取り組を充実させていかなければいけないことということで、方向は何も異論はないと思うのですが、特に規制官側から何か、こういうのはどうなっていますかとか、確認をしたいこととか何かありますか。いいですか。

では、ということで、ATENAさんのやつは以上にさせていただいて、原燃からいただいた3点、一つは検査指摘事項に係る模擬SERPをぜひやっていこうということで、これについては何ら異論はないと思いますので、ぜひ我々との間で議論をさせていただければと思います。

それから、事業者検査の関係、特に使用前検査を継続的にやっていかなければいけない部分について、両方が混じっている場合とか、幾つかのケースを想定して書いていただいていますけど、何かこれは専門検査部門から御説明できることはありますか。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

こちらの問題は、原燃さんだけではなくて、RFSさんとJAEAさんも抱えている問題でありまして、既に調整の面談は開始させていただいております。専門検査部門全体の発電炉の考え方とも横並びをとる必要がありますので、その調整がつき次第、またお伝えしたいと思います。

○金子長官官房審議官 先ほども御発言がありましたけど、先日の委員会で、できるだけ新しい使用前事業者検査の確認と似たような手法の使用前検査が実施できるようにということで、旧法に基づいて行われるものについても、できるだけ、やり方は実務としてそろえていきたいと。ただ、元々の法律の仕組みが違うので、どうしても全く同じにはならないわけですが、そういう方向で考えていますので、旧使用前検査が引き続き行われるもの、それから、部分的に旧使用前検査になったり、新しい使用前事業者検査の確認になったりするものについても、対象は、当然、明確に切り分けられますけれども、できるだけ似たような形の実務になるようにという方向では考えていますので、また具体的なやり方については、よく認識共有をさせていただければと思います。

それから、最後にいただいた技術基準規則の関係は、これ、規則を定めるときに多分、お答えを実際には返すことになると思いますけれども、何か今の時点でありますか。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

この御指摘の第四種の定義というか、この用語が使われる部分が、規則の第17条、例えばDBだと第17条第1項の部分だけでありまして、その条文には解釈をつけていまして、「対象となる溶接部」というところも明確になるように解釈側で手当てしていますので、公式にはパブコメ回答でお答えしますが、現状としては、現状どおりということで考えております。

以上です。

○金子長官官房審議官 ので、ちょっと記述の明確な御回答は、そっちのちゃんとした手続のほうですとして、方向としては、趣旨は理解をして受け止めていて、それが明確になるような体系の文書にするということの方向で、今、対応させていただきたいというこ

とでございます。

それで、ウラン加工3社からいただいたものの中で、事業者側で取り組んでいただいていることの御説明がかなり多く入ってございましたけれども、一方で、ワーキンググループ、面談で取り上げていただきたい課題というふうに書いていただいたところがありまして、横断領域のところは、先ほど実用炉とほぼ同じような議論をしていかなければいけないステータスだと思いますので、これは、今後、議論をさせていただくということとして、使用前検査の関係のところとか、定期事業者検査を保安規定の新しい認可を受ける前にどういうふうにやっていったらいいか、これ、ちょっと経過措置系の話になりますけど、事務局から、今、何か考え方で御説明できることがあればお願いします。

○高須統括監視指導官 専門検査の高須でございます。

まず、事業者検査ですけど、先ほど御心配にあったように、保安規定の認可までどうするんですかとかという、多分、恐らくそういう議論になっていますので、そこら辺は、多分、まだ議論はしていますが、いずれどこかの段階で、いずれにしても事業者検査で最後は適合確認をしていただかないといけないかなと思っていますので、その中身を新しい検査制度は見えていくのかなというふうに思っていますので、それをどういうふうに具体的にやっていくかというのは、今後調整するところかなというふうに思っています。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 検総課の古金谷ですけど、この点はまさに、今、高須さんが言ったように議論しています。できるだけ現場に過度な迷惑をかけないような、作業をとめなきゃいけないとか、具体的な工事ができなくなるとか、そういう現場に何か不都合になるようなことがないような工夫ができないかということで、今、検討しておりまして、いずれにしても、我々、考え方を明確にしなきゃいけないというふうに考えておりますので、委員会全体として、今、中を検討しておりますので、もうちょっと、その辺の考え方をお示しさせていただきますけれども、お待ちいただければと思います。

○益子原子燃料工業品質・安全管理室参事 御検討いただくということで、よろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。実務のほうは実務として継続的にできるようにというのが、多分、大前提になると思いますので、法令の制度はある時点で切りかわったり、認可や、そういう手続が必要になることはありますけれども、それがどの時点で認可をされたからといって、そこまでやっちゃいけないとかと、そういうことにはしないつもりで、今、考えていますので、引き続き、そこら辺はまた認識共有して明確化していきたいというふうに思います。

大体事務局側からちょっとお答えをしなければいけないかなと思った案件は以上ぐらいだとは思いますが、ほかに何かこの場で確認をしておきたいこととか、御発表の中で考えを確認しておきたいこととかがもしあればお願いいたします。

よろしいですか、特に。

事業者サイドも大丈夫でしょうか。

はい、わかりました。ありがとうございます。

用意をさせていただいた議題は、今日は以上でございますけれども、全体を通じて何かございますか。

では、よろしければ、今後の進め方を伊藤さんのほうから。

○伊藤課長補佐 検査監督統括課の伊藤です。

次回のワーキングなんですけれども、ちょっとあきまして、2月中旬ごろを予定させていただければなと思っております。中身のほうは、今日、話のありました定性評価のものを書きものにしたSDPガイドですとか、あとはスクリーニングガイド、対応措置型、そういったクライテリアを含むガイド類を御提示させていただきたいなど。その中には、PRAモデルの適切性確認の評価のガイドですとか、そういったものも入るような予定をしております。それと、あと、予定ではありますけれども、追加検査のガイドも、今、作成中でして、まだないんですね。それを中身と一緒に御提示できればなというふうに思っております。

あとは、今、パブコメ等いろいろいただいておりますので、それを12月ですとか2月ですとか、その辺の委員会には出していきますけれども、その後、残っているガイド類をこのワーキング経由で委員会のほうに持っていきたいというふうに思っております。先ほど2月中旬のワーキングと言いましたけれども、3月には残りのいろんな検査ガイドも含めたさまざまなガイドを一気に提示したいというふうに思っております。

とりあえず、本格運用までしっかりできるような形に整えるためのワーキングのスケジュールをとっておりますので、もし何か課題等があれば、面談等で今後ががん言っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○金子長官官房審議官 最後、仕上げの作業が結構たくさんあると思いますので、事業者側からもより目を光らせていただいて準備が整うように、もちろんスタート時点は100%にはならないかもしれませんが、運用が最低限できるようにということで準備を進めていきたいので、御協力をお願いいたします。

それでは、以上で第31回の検査制度の見直しに関するワーキンググループを終了させていただきます。御協力ありがとうございました。